

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日に
翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地改良区の役員の就退任（〃）

土地改良区の役員の就任（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨（二件）

指定団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 正 誤 昭和六十二年三月三十一日付鳥取県公報号外第二十一号
中訂正

告 示

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理 事 石 本 滋 西伯郡岸本町立岩二八一

昭和六十二年一月三十一日退任

鳥取県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理 事 田 口 量 一 米子市石州府四九四

昭和六十一年六月五日退任

就任した役員の名及び住所
理事 野 坂 次 雄 米子市石州府四四八

昭和六十一年七月八日就任 任期昭和六十四年三月二十二日まで

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事 江 原 孝 義 米子市青木九二二一三

昭和六十一年九月二十六日就任 任期昭和六十四年三月二十日まで

鳥取県告示第四百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月六日

一 起業者の名称

学校法人米子北高等学校

二 事業の種類

みずほ中学校・高等学校（仮称）新設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市夜見町字彦名界地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党日吉津支部	大下 宏	佐々木繁治	昭和三十九年三月五日	昭和三十九年三月五日	昭和三十九年三月五日
自由民主党米子市尚徳支部	松本 利雄	吉村 秀男	米子市灘町三丁目一四	昭和六十二年三月二十五日	昭和三十九年三月五日
自由民主党日吉津支部	荻原 光郎	近藤 秀実	八頭郡河原町大字袋河原二六二	昭和六十二年三月十九日	昭和三十九年三月五日
自由民主党米子市尚徳支部	木天 隆治	村田 速実	倉吉市向山九一四一〇〇	昭和三十九年三月十九日	昭和三十九年三月五日
自由民主党日吉津支部	佐々木秀明後援会	大下 宏	日野郡日野町船場三〇三	昭和三十九年三月五日	昭和三十九年三月五日
自由民主党米子市尚徳支部	上田洋一後援会	荻原 光郎	八頭郡河原町大字袋河原二六二	昭和六十二年三月十九日	昭和三十九年三月五日
自由民主党米子市尚徳支部	吳 臣 義 塾	松本 利雄	米子市灘町三丁目一四	昭和六十二年三月二十五日	昭和三十九年三月五日

自由民主党日南町支部	主たる事務所の所在地	日野郡日南町生山七二七	日野郡日南町生山一三三	昭和三十九年三月二十四日	昭和三十九年三月二十四日
自由民主党鳥取県ときわ会支部	代表者の氏名	米子市末広町二四	米子市末広町一三四	昭和三十九年三月二十四日	昭和三十九年三月二十四日
自由民主党倉吉支部	代表者の氏名	赤井 繁美	富永 昇	昭和三十九年三月十七日	昭和三十九年三月十七日
自由民主党鳥取県総合教育研支部	代表者の氏名	中村栄一郎	広田 藤衛	昭和三十九年三月三十日	昭和三十九年三月三十日
谷口充後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市伊木二一四	倉吉市上井町一丁目一三	昭和三十九年三月二日	昭和三十九年三月二日
広江はじめ後援会	代表者の氏名	田村 健治	坂口平吉郎	昭和三十九年三月二日	昭和三十九年三月二日
松本よう後援会	主たる事務所の所在地	米子市加茂町二丁目一三八	米子市灘町三丁目四〇	昭和三十九年三月四日	昭和三十九年三月四日
村田実後援会	代表者の氏名	山本 寿雄	森本 晴美	昭和三十九年三月五日	昭和三十九年三月五日
田丸喜久治後援会	主たる事務所の所在地	米子市祇園町二丁目二一一	米子市愛宕町六〇	昭和三十九年三月七日	昭和三十九年三月七日
間瀬任作後援会	会計責任者の氏名	日浦 啓次	松田 芳彦	昭和三十九年三月九日	昭和三十九年三月九日
安達俊幸後援会	名 称	安達俊幸後援会	あだち俊幸後援会	昭和三十九年三月十日	昭和三十九年三月十日
茅野恒治後援会	主たる事務所の所在地	米子市角盤町三丁目二五	米子市角盤町一丁目一四六	昭和三十九年三月十二日	昭和三十九年三月十二日
笠見次男後援会	代表者の氏名	荒尾美喜雄	笠原 恭治	昭和三十九年三月十六日	昭和三十九年三月十六日
日本遺族政治連盟鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市称宜谷二四五	鳥取市東町一丁目二二〇	昭和三十九年三月十七日	昭和三十九年三月十七日

鳥取県商工政治連盟	井上まさお後援会	森田 実	沢田 拓郎	昭和六十一年三月十八日	"
"	主たる事務所の所在地	米子市東福原五四八	米子市東福原八二一	"	"
"	代表者の氏名	渡辺 信市	福原 淳	"	"
小林二郎後援会	"	佐々木精治	平井 為善	昭和六十一年三月十四日	"
"	会計責任者の氏名	横山 嘉夫	山口 憲治	"	"
遠藤とおる後援会	代表者の氏名	矢野 正行	山家 靖弘	昭和六十一年三月二十六日	"
"	会計責任者の氏名	妹尾 和幸	山脇 敏正	"	"
徳田義広後援会	代表者の氏名	徳田 二郎	中村金三朗	昭和六十一年三月二十七日	"
中村和夫後援会	会計責任者の氏名	乗田 正人	岡田 勝治	"	"
福田勝頼後援会	代表者の氏名	池田 吉郎	池田 正	"	"
"	会計責任者の氏名	池田 正	福田 昭	"	"
国際勝連合鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市興南町六一―一二	鳥取市扇町一〇	昭和六十一年三月三十一日	"
"	代表者の氏名	小島 利幸	村瀬 旨博	"	"
"	会計責任者の氏名	"	"	"	"
さかの重信後援会	名 称	さかの重信後援会	坂野重信後援会	"	"

"	主たる事務所の所在地	鳥取市天神町三八	倉吉市伊木二四一―一二二	"	"
谷口俊男後援会	会計責任者の氏名	石井 義男	山口 猶隆	"	"
中井勲後援会	主たる事務所の所在地	東伯郡赤碕町大字竹内三七二	東伯郡赤碕町大字赤碕一一四五	"	"
"	代表者の氏名	石本 茂	石賀 健治	"	"
平林鴻三福部後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡福部村大字箭溪三六	岩美郡福部村大字細川六六八	"	"
"	代表者の氏名	小谷 啓一	浜本 力六	"	"
米井のぶとし後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡智頭町大字智頭一六六九	八頭郡智頭町大字南方四一〇	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
秀峰会	藤井邦太郎	富山 靖	倉吉市上井源平	昭和六十一年三月六日	その他政治団体

藤和会	野崎清治郎	門脇 智彦	倉吉市山根字喜助谷四三	"	"
藤井文雄後援会	山根 弘志	福永 古	"	"	"
八日会	藤井 数雄	小椋世津男	倉吉市上井源平田三五三	"	"
坂出ゆたか後援会	澤井 玉夫	坂出 雅士	東伯郡三朝町大字大谷八四六	昭和六十三年三月十三日	"
鈴野久嘉を励ます会	織田 潔	村山 敏雄	鳥取市湖山町北一丁目二六五	昭和六十三年三月十四日	"
因伯政経研究会	多久 二郎	牧村 勝一	鳥取市元町三六	昭和六十三年三月十五日	"
広田藤衛後援会	鷹松 正則	牧村 勝一	鳥取市元町二〇	"	"
山本実後援会	山下 真一	山本 朝子	鳥取市核谷三三六	昭和六十三年三月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和60年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 田田達男後援会

報告年月日 昭和62年3月4日

収入・支出の総額

1 収入総額 68,230円

(1) 前年繰越額 68,230円

(2) 本年収入額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 遠藤とおる後援会

報告年月日 昭和62年3月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 117,088円

ア 前年繰越額 13,338円

イ 本年収入額 103,750円

(2) 支出総額 99,450円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附 (内訳別掲)

個人からの寄附 103,750円

合 計 103,750円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

その他 103,750円

(2) 支出の内訳

経常経費

光熱水費 21,300円

備品・消耗品費 32,650円

事務所費 21,500円

小 計 75,450円

政治活動費

組織活動費 17,000円

機関紙誌の発行費 7,000円

その他の事業費 7,000円

宣伝事業費 7,000円

小 計 24,000円

合 計 99,450円

政治団体の名称 杉根修後援会

報告年月日 昭和62年3月30日

収入・支出の総額

1 収入総額 18,064円

(1) 前年繰越額 18,064円

(2) 本年収入額 0円

2 支出総額 0円

<p>政治団体の名称 藤原栄善後援会 報告年月日 昭和62年3月30日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 市橋善海後援会 報告年月日 昭和62年3月31日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 広田幸一後援会 報告年月日 昭和62年3月31日 収入・支出の総額 1 収入総額 56,440円 (1) 前年繰越額 56,440円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 秀峰会 報告年月日 昭和62年3月6日 (昭和62年2月28日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 藤原栄善後援会 報告年月日 昭和62年3月30日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 藤井文雄後援会 報告年月日 昭和62年3月6日 (昭和62年2月28日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>
<p>政治団体の名称 藤原栄善後援会 報告年月日 昭和62年3月30日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 藤井文雄後援会 報告年月日 昭和62年3月6日 (昭和62年2月28日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 八日会 報告年月日 昭和62年3月6日 (昭和62年2月28日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	
<p>政治団体の名称 藤原栄善後援会 報告年月日 昭和62年3月30日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 藤井文雄後援会 報告年月日 昭和62年3月6日 (昭和62年2月28日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 坂出ゆたか後援会 報告年月日 昭和62年3月23日 (昭和62年3月1日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	
<p>政治団体の名称 藤原栄善後援会 報告年月日 昭和62年3月30日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 藤井文雄後援会 報告年月日 昭和62年3月6日 (昭和62年2月28日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>		<p>政治団体の名称 鉛野久壽を励ます会 報告年月日 昭和62年3月24日 (昭和62年3月15日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	

◎その他の政治団体

政治団体の収支報告書の要旨

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

昭和六十二年五月六日

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

政治団体の名称 因伯政経研究会

報告年月日 昭和62年3月25日

(昭和62年3月1日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 日本東後援会

報告年月日 昭和62年3月30日

(昭和62年3月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 広田藤衛後援会

報告年月日 昭和62年3月25日

(昭和62年3月1日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

指定団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
吉田達男後援会	公職の種類	参議院議員	県議会議員	昭和六十二年三月四日
安達俊幸後援会	名 称	安達俊幸後援会	あだち俊幸後援会	昭和六十二年三月十日

正 誤

昭和六十二年三月三十一日付鳥取県公報号外第二十一号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 一

段 上

行 終わりから二

誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例

正 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。